

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援



⑪社会的養護が必要な子どもへの支援

総論

市内には、保護者がいない、保護者が養育できないなど社会的養護が必要な子ども（要保護児童）を受け入れる、児童養護施設が7施設、乳児院が1施設あります。これら施設に対し、職員配置の見直しによる人員増や発達障害等のある児童にきめ細かな対応をするための職員加算、看護師・里親支援専門相談員の配置等のための運営費の加算など、児童の処遇向上を目的としたさまざまな施策を行っています。また、虐待を受けた子どもへの家庭的なケアを実施するため、原則6人の小規模グループケアを全ての施設で実施しています。

さらに、児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、自動車運転免許取得費用の助成や就職に有利な資格取得費用の援助を行うほか、平成29年度から、児童養護施設等を退所する児童の生活相談や、20歳以上の者が引き続き児童養護施設等に居住する際の費用負担を行う、社会的養護自立支援事業を開始しました。また、働きながら自立を目指す児童等に生活指導を行う自立援助ホームの運営などにも努めています。

このほか、里親の養育技術の向上等を図るための研修を実施するとともに、情報交換の場である里親サロンを定期的に開催しています。加えて、家庭生活体験事業（一日里親事業）を実施し、児童養護施設等の入所児童が温かい家庭生活を体験することで、児童の社会性の涵養や情緒の安定を図っています。

このように、要保護児童の成長と自立を支援するため、子どもの状態に応じた適切な支援に努めています。

現状と課題

(ア) 小規模グループケア等による家庭的養護 (現状)

児童養護施設等では虐待を受けた子どもの入所が多く、きめ細かなケアのために、職員との個別的な関わりを重視した家庭的な養護（小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）が望まれています。また、児童養護施設等では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇困難な児童を受け入れる例が多い傾向にあります。

(課題)

- 小規模グループケア、地域小規模児童養護施設による家庭的な養護を促進する必要があります。
- 発達障害のある子ども、虐待を受けた子どもなど処遇困難児童の受け入れに伴う職員の資質向上や体制強化を図る必要があります。

(イ) 退所を控えた児童に対する自立支援 (現状)

児童養護施設等を退所する児童は保護者の支援を受けられないことが多く、さまざまな生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければなりません。退所を控えた児童や退所後の児童に対し、生活や就業に関する相談に応じる等、地域社会における社会的自立の促進を図ることが求められています。

(課題)

- 児童養護施設等の退所を控えた児童、退所後の児童に対する自立を支援する必要があります。

(ウ) 家庭的な養育 (現状)

里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、さらなる充実が望まれています。また、児童虐待や養育環境などの理由により、お盆や正月でも家庭に帰省できない子どもがいます。

(課題)

- 里親制度の普及・拡大（登録数の増）や、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を推進する必要があります。
- 家庭に帰れない子どもたちに、家庭生活を体験する機会を提供するため、家庭生活体験事業（一日里親事業）を拡充するなど、子どもたちが将来目指すべき模範となるような、温かな家庭での生活体験ができるよう、配慮することが必要です。

◆北九州市の施設種別要保護児童数

	種 別	施設数	定 員	被措置児童数
市 内	児童養護施設	7か所	384人	320人
	乳児院	1か所	33人	22人
	里親	90世帯	—	55人
	ファミリーホーム	7か所	42人	26人
市 外	児童養護施設	随時	随時	4人
	児童心理治療施設	随時	随時	7人
	児童自立支援施設	随時	随時	3人

注：平成31年3月31日現在

注：里親の「施設数」欄は登録世帯数

主な施策

① 児童養護施設における生活環境整備等の促進

[子育て支援課]

■児童養護施設・乳児院

保護者がいなかったり、保護者に監護させることが不相当であるなど、家庭環境に恵まれない子どもなどを養育する施設です。

■児童自立生活援助ホーム

義務教育を修了した20歳未満の児童で、児童相談所長が必要と認めた者の自立のための援助および生活指導を行っています。

●施設数 1か所 双葉ホーム（定員8名）

■小規模グループケアの実施

児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、小規模なグループ（6～8名）によるケアを実施しています。

◆実施状況

年度	実施か所数	定員
26	13か所	78名
27	13か所	78名
28	13か所	78名
29	13か所	78名
30	19か所	114名

② 里親や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の普及促進

[子育て支援課・子ども総合センター]

■ファミリーホームの運営

ファミリーホームとは、里親等が養育者となり、養育者の住居において、5～6人の子どもを養育する制度です。家庭的な養育を促進するため、保護者のいない児童などに対して、基本的な生活習慣を確立するとともに、児童の自立を支援するファミリーホームを普及・促進しています。

■里親制度の運営

里親制度は、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図るものです。里親委託を推進するため、里親制度の普及啓発や研修・相談・援助等の里親支援を実施しています。

児童福祉法に基づく里親には、次の4種類があります。

種 別	期間や要件
養育里親	研修を修了する等の要件を満たし、養育里親名簿に登録され、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども（要保護児童）を養育する里親をいいます。
専門里親	養育里親としての養育経験を有する等の要件を満たし、専門里親研修を修了した養育里親で、要保護児童のうち、児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた子ども、非行等の問題を有する子ども及び障害がある子どもを養育する里親をいいます。
養子縁組里親	養子縁組によって養親となることを希望し、養子縁組が可能な要保護児童を養育する養子縁組を前提とした里親をいいます。
親族里親	要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であり、両親その他その子どもを現に監護するものが死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となった子どもを養育する里親をいいます。

◆里親等への委託状況

（各年度末現在）

年度	登録里親数	児童委託里親数	受託児童数
26	63世帯	27世帯	64人
27	71世帯	39世帯	76人
28	75世帯	39世帯	87人
29	74世帯	34世帯	79人
30	90世帯	34世帯	81人

また、児童養護施設に入所している児童が温かい家庭生活を体験する「一日里親事業」も実施しています。

◆家庭生活体験事業（一日里親事業）の実績

年度	全児童数 （各年度8月1日現在）	体 験 延べ児童数	受 託 里親世帯
26	358人	724人	397世帯
27	356人	425人	292世帯
28	331人	469人	306世帯
29	326人	437人	272世帯
30	308人	476人	315世帯

注：全児童数は8月1日現在の児童養護施設入所者数

